

## 保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）の概要

### 1. 保険会社の業務範囲

#### (1) 現物決済を伴う商品デリバティブ取引の一部解禁

保険会社の付随業務である金融等デリバティブ取引として、現行の差金決済による商品デリバティブ取引に加え、以下の要件をいずれも満たす場合における、商品の現物決済を伴う商品デリバティブ取引を定める（第 52 条の 3）。

- ① 決済の終了後に当該商品を保有することとならないこと。
- ② 商品の保管又は運搬に伴い発生しうる危険を負担しないこと。

#### (2) 排出量取引の解禁

保険会社が、固有業務を妨げない限度において営むことができる業務として、算定割当量及びこれに類似するもの（いわゆる排出量）の取得・譲渡契約の締結又はその媒介・取次ぎ・代理を追加する（第 52 条の 4 の 2）。

### 2. 保険会社の子会社・兄弟会社の業務範囲

#### (1) イスラム金融取引の解禁

保険会社の子会社・兄弟会社が営むことができる金融関連業務として、金銭の貸付けと同視すべきいわゆるイスラム金融取引を追加する（第 56 条の 2）。

### 3. 保険会社グループの議決権保有制限の例外措置

保険会社又は保険持株会社の議決権保有制限の例外措置の対象となる「新たな事業分野を開拓する会社」（いわゆるベンチャービジネス会社）又は「経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社」（事業再生を行う会社）の範囲を以下のように定める（第 56 条）。

#### (1) 新たな事業分野を開拓する会社

現行の要件の一つである設立 5 年未満を設立 10 年未満とする。

#### (2) 経営の向上に相当程度寄与すると認められる新たな事業活動を行う会社

新たに以下のいずれかの会社に該当する非上場の株式会社を追加する。

- ① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する「経営革新計画」の承認を受けている会社
- ② 産業活力再生特別措置法に規定する「事業再構築計画」の認定を受けている会社
- ③ 民事再生法に規定する「再生計画」の認可を受けている会社
- ④ 会社更生法に規定する「更生計画」の認可を受けている会社
- ⑤ 保険会社等が債権放棄、デット・エクイティ・スワップ（債務の株式化）又はデット・デット・スワップ（債務の劣後ローン化）のいずれかを行うことを内容とする合理的な経営改善計画を実施している会社

4. その他所要の規定の整備